

茨木市親まなび講座実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、親まなびサポーターを設置し、市又は市民で構成された団体からの要請に基づき、講師として派遣することにより、対話や交流をとおして親のあり方を学ぶ学習機会（以下「親まなび講座」という。）を提供し、市民の家庭教育に関する理解を深めることを目的とする。

(対象)

第2 親まなび講座の講師の派遣を申し込むことができるものは、市、市の機関及びおおむね10人以上の市民等で構成される団体（以下「団体等」という。）とする。

(講座の内容)

第3 親まなび講座は、講師を派遣し、親学習教材「『親』をまなぶ、『親』をつたえる」を使用して、親のあり方等について学ぶ講座とする。

(開催日時及び会場)

第4 親まなび講座の開催日は、月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、及び12月28日から翌年の1月4日までの日を除く。）とする。ただし、講師との調整により、これ以外の日においても講座を開催することができる。

2 親まなび講座の開催時間は、午前10時から午後4時までのうちの2時間以内とする。ただし、講師との調整により、これ以外の時間においても講座を開催することができる。

3 親まなび講座を開催する会場は、茨木市内とし、使用手続きは団体等の責任において行うものとする。

(申込み)

第5 講座を申し込もうとするものは、講座を開催しようとする日の4週間前までに、茨木市親まなび講座申込書（様式第1号）を教育長に提出するものとする。

(決定)

第6 教育長は、第5の申込みがあったときは、講師の派遣の可否を決定し、茨木市親まなび講座（承認・不承認）通知書（様式第2号）により申込みをした者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の決定をする場合において、必要と認める条件を付することができる。

(開催の制限)

第7 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは講師を派遣しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあると認められるとき。
- (3) 講座の目的に反し、その開催が適当でないとして認められるとき。

(変更等の届出)

第8 第6の規定により講師の派遣の承認通知を受けたものは、開催日時、会場その他の申請事項に変更があったとき又は講座の開催を取り消そうとするときは、直ちに教育長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(親まなびサポーターの設置)

第9 親まなび講座に講師として派遣するため、親まなびサポーターを設置する。

2 親まなびサポーターは、次に掲げる研修の修了者であって、茨木市親まなびサポーター登録申請書(様式第3号)を教育長に提出し、茨木市親まなびサポーター登録簿(様式第4号)に登録された茨木市内又は近隣に在住・在勤している者とする。

- (1) 茨木市が主催する「親学習支援者養成講座」
- (2) 大阪府が主催する「親学習リーダー養成講座」
- (3) その他教育長が適当と認める研修

3 親まなびサポーターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(親まなびサポーターの派遣)

第10 教育長は、第6の規定により親まなび講座の講師の派遣を決定したときは、親まなびサポーター登録簿に登録された親まなびサポーターのうちから当該講座の実施に必要な者を派遣するものとする。

2 派遣された親まなびサポーターのうち教育長が指名する者は、親まなび講座が終了した際、茨木市親まなび講座完了報告書(様式第5号)を作成し、速やかに教育長に提出しなければならない。

(派遣料等)

第11 講師の派遣料は、無料とする。

2 会場使用料その他講座の開催に要する費用は、団体等の負担とする。

(庶務)

第12 茨木市親まなび講座の庶務は、教育委員会教育総務部において処理する。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市親まなびおでかけ講座実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年7月20日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市親まなびおでかけ講座実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市教育委員会教育長

住 所

団 体 名

代表者名

連 絡 先

茨木市親まなび講座申込書

茨木市親まなび講座実施要綱第5に基づき、講師派遣を次のとおり申し込みます。

希望日時	第1	年 月 日 () 曜日 時 分 ~ 時 分
	第2	年 月 日 () 曜日 時 分 ~ 時 分
	第3	年 月 日 () 曜日 時 分 ~ 時 分
会 場		
参加人数	人	
集会等の名称		

様式第2号（第6関係）

茨 第 号
年 月 日

団体名

代表者

様

茨木市教育委員会
教育長

茨木市親まなび講座（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで申込みのありました茨木市親まなび講座につきましては、
下記のとおり（承認・不承認）の決定をいたしましたので、通知します。

日 時	年 月 日（ ）曜日 時 分 ～ 時 分
会 場	
参加人数	人
講 師	
派遣条件	
不承認理由	

- (1) 講座等が変更及び中止となった場合は、速やかに届け出てください。
- (2) 虚偽その他不正行為等による申請の場合は、承認決定を取り消します。

様式第3号（第9関係）

年 月 日

（提出先）茨木市教育委員会教育長

申請者

茨木市親まなびサポーター登録申請書

茨木市親まなびサポーターに登録します。

なお、活動にあたっては、教育委員会の指示に従い誠実に遂行します。

ふりがな			
氏 名			
性 別		生年月日	年 月 日
住 所			
連 絡 先	自 宅		
	その他		
	e-mail		
備 考			

様式第5号（第10関係）

年 月 日

（報告先）茨木市教育委員会教育長

親まなびサポーター名

茨木市親まなび講座完了報告書

親まなび講座が完了しましたので、茨木市親まなび講座実施要綱第10第2項に基づき報告します。

日 時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
会 場	
参加人数	
集会等の名称	
講 師	メインファシリテーター
	サブファシリテーター
使用教材	
特記事項	

主催者
確認欄

--

担当者
確認欄

--